

議案第 7 1 号

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

取手市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 8 0 号）等の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 7 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

人事院の勧告や特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、給料表の改定、一般職の勤勉手当並びに期末手当及び特別職の期末手当の見直し等、所要の措置を講ずるため、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の90</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の42.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第</p>

1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第21条第1項に規定する市規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第21条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する市規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	

24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	

66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			

	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	362,900
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	365,500
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	367,900
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	370,500
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	372,400
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	374,900
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	377,200
	8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	379,700
9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	382,100	

10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	384,800
11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	387,400
12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	390,100
13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	392,500
14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	394,800
15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	397,000
16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	399,400
17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	401,200
18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	403,200
19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	405,100
20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	406,900
21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	408,800
22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	410,600
23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	412,400
24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	414,300
25	214,100	231,100	252,300	284,200	343,100	369,100	416,100
26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	417,600
27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	419,100
28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	420,700
29	221,200	237,400	257,100	291,900	350,900	376,900	422,300
30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	423,600
31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	424,900
32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	426,100
33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	427,300
34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	428,600
35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	429,900
36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	431,100
37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	432,300
38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	433,100
39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	433,900
40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	434,700
41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	435,300
42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	436,000
43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	436,700
44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	437,400
45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	438,200
46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	439,000
47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	439,400
48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	440,100
49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	440,600
50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	441,000
51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	441,400

52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	441,800
53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	442,200
54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	442,600
55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	443,000
56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	443,300
57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	443,600
58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	444,000
59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	444,300
60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	444,600
61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	444,900
62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	
63	264,500	281,200	304,400	350,200	401,800	415,900	
64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	
65	266,500	284,100	307,400	353,500	402,800	416,900	
66	267,700	285,500	309,100	355,100	403,500	417,500	
67	268,900	287,000	310,500	356,700	404,200	417,900	
68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	
69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	
70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	
71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	
72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	
73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	
74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	
75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	
76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	
77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	
78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	
79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	
80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	
81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	
82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	

94	300,600	324,200	350,600	384,200
95	301,700	325,600	352,100	384,800
96	303,000	326,900	353,600	385,300
97	304,100	328,100	354,900	385,700
98	305,300	329,400	356,100	386,100
99	306,500	330,700	357,200	386,700
100	307,700	332,000	358,400	387,200
101	308,900	333,400	359,500	387,600
102	309,900	334,300	360,600	388,100
103	311,000	335,400	361,700	388,700
104	312,000	336,600	362,900	389,200
105	312,800	337,700	364,100	389,500
106	313,400	338,800	364,600	389,900
107	314,000	339,800	365,200	390,400
108	314,700	340,900	365,800	390,700
109	315,200	342,100	366,400	391,000
110	315,700	343,100	366,900	391,500
111	316,200	344,100	367,400	392,000
112	316,800	345,000	367,900	392,500
113	317,600	345,900	368,300	392,800
114	318,300	346,800	368,700	393,300
115	319,000	347,800	369,300	393,800
116	319,700	348,800	369,800	394,300
117	320,300	349,800	370,200	394,600
118	321,100	350,300	370,700	395,100
119	321,800	350,900	371,300	395,600
120	322,600	351,500	371,800	396,100
121	323,200	351,800	372,000	396,500
122	323,500	352,200	372,500	397,000
123	324,000	352,700	373,000	397,400
124	324,500	353,100	373,400	397,900
125	324,800	353,500	373,900	398,300
126		353,900	374,400	
127		354,400	374,900	
128		354,800	375,400	
129		355,200	375,700	
130		355,600	376,200	
131		356,000	376,700	
132		356,400	377,200	
133		356,600	377,500	
134		357,100	378,000	
135		357,500	378,400	

	136		357,800	378,800				
	137		358,100	379,100				
	138		358,500	379,600				
	139		359,000	380,100				
	140		359,500	380,600				
	141		359,800	380,900				
	142		360,300					
	143		360,800					
	144		361,300					
	145		361,600					
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	356,800

備考 この表は、消防吏員で市長が定めるものに適用する。

第2条 取手市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任</p>

命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 92.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 45 を乗じて得た額の総額

3 から 5 まで (略)

命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6 月に支給する場合には 100 分の 90、12 月に支給する場合には 100 分の 95 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6 月に支給する場合には 100 分の 42.5、12 月に支給する場合には 100 分の 47.5 を乗じて得た額の総額

3 から 5 まで (略)

(取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和 32 年条例第 85 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 80 号。以下「給与条例」という。)第 20 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。この場合</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和 32 年条例第 80 号。以下「給与条例」という。)第 20 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。この場合</p>

において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

において、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

第4条 取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務</p>

とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

(取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>374,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>422,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>472,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>533,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>608,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>710,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;"><u>830,000 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項</p>	号給	給料月額	1	<u>374,000 円</u>	2	<u>422,000 円</u>	3	<u>472,000 円</u>	4	<u>533,000 円</u>	5	<u>608,000 円</u>	6	<u>710,000 円</u>	7	<u>830,000 円</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>373,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>421,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>471,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>532,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>607,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>709,000 円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;"><u>829,000 円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項</p>	号給	給料月額	1	<u>373,000 円</u>	2	<u>421,000 円</u>	3	<u>471,000 円</u>	4	<u>532,000 円</u>	5	<u>607,000 円</u>	6	<u>709,000 円</u>	7	<u>829,000 円</u>
号給	給料月額																																
1	<u>374,000 円</u>																																
2	<u>422,000 円</u>																																
3	<u>472,000 円</u>																																
4	<u>533,000 円</u>																																
5	<u>608,000 円</u>																																
6	<u>710,000 円</u>																																
7	<u>830,000 円</u>																																
号給	給料月額																																
1	<u>373,000 円</u>																																
2	<u>421,000 円</u>																																
3	<u>471,000 円</u>																																
4	<u>532,000 円</u>																																
5	<u>607,000 円</u>																																
6	<u>709,000 円</u>																																
7	<u>829,000 円</u>																																

中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。	中「 <u>、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。
---	---

第6条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第7条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第7条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の取手市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の取手市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定

を適用する場合には、第1条の規定による改正前の取手市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の取手市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例又は第5条の規定による改正前の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。